

令和5年4月5日

市立各小・中学校  
保護者各位

八戸市教育委員会  
教育長 齋藤 信哉

## 新学期以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆様には、新年度におきましても新型コロナウイルス感染防止に向け、各学校の感染防止対策へ御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5月8日以降、季節性インフルエンザ（5類感染症）相当に変更となりますが、それまでの期間については、従来どおりの感染症対策の継続が求められております。

保護者の皆様におかれましては、特に新学期の開始に当たって下記について御留意いただき、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 マスクの取扱いについて

文部科学省からの通知により、八戸市においても学校の教育活動においては児童生徒及び教職員に対してマスクの着用は求めないことを基本とします。但し、様々な状況に鑑み、着脱については各家庭の判断とします。また、各学校の状況や教育活動の内容によっては学校から着用を推奨されることもあります。

#### 2 健康観察の徹底について

家庭での健康観察を毎日行い、本人に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合、登校を控えさせるようにしてください。

ただし、現在、県の感染レベルが1（感染小康期）であることから、同居家族に発熱等の症状が見られても、未診断の場合は登校することが可能です。

#### 3 出席停止の取扱いについて

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる等の事情により感染が不安で学校を休ませたい場合は、欠席とはなりませんので学校へ御相談ください。